

自転車の安全な利用と点検・整備

区分：Ⅱ-②

Q：道路交通法違反ではない自転車行為は次のうちどれでしょうか？

- A：2人乗り B：夜間の無灯火 C：並進 **D：車道通行**

※D以外は、**全て違反行為**

★自転車安全利用五則 理解して自転車を利用しましょう。

- ① ● 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

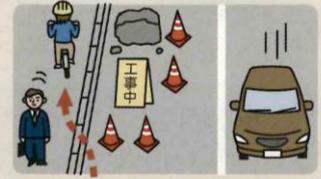
歩道を通行することができる場合



- 道路標識により自転車が歩道を通行することができるものとされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

歩行者優先

- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

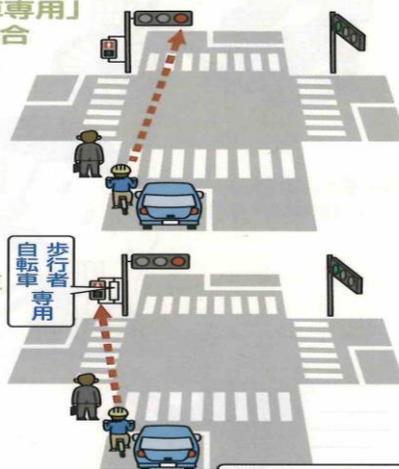


- ② ● 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「歩行者・自転車専用」の表示がない場合
車両用の信号に従わなければいけません

ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う

「歩行者・自転車専用」の表示がある場合
歩行者用の信号に従わなければいけません



右折する場合は、図のような方法で右折しなければいけません

①が青信号のときに進みます。

方向転換して②が青信号になるのを待ってから進みます。



- ③

● ヘルメットを着用

ヘルメットをかぶりましょう

- 自転車に乗る人はヘルメットの着用が努力義務になります。
(道路交通法第63条の11)
(東京都自転車安全利用条例第19条)



- ④⑤

このほか

- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止も

重要な交通ルールです。遵守しましょう。

自転車も取締りの対象となります

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※ に加入している必要があります!!

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済

● 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)

● 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

点検整備をしましょう

自転車は日常的に点検整備しましょう。また、年に一回程度は自転車店等で点検整備してもらいましょう。

